資料２－１

北海道廃棄物処理計画（第6次）の策定について

Ⅰ　計画策定の経緯

・　道は、平成13年（2001年）に廃棄物処理法に基づき、国の基本方針に即して、計画期間を５年間とする道内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画を策定。

・　これまで５次にわたって計画を策定しており、令和５年（2023年）６月の国の基本方針の変更を踏まえ、今回、第６次となる計画を策定。

・　なお、計画策定に当たっての視点は、新しい国の基本方針で示す脱炭素の推進や資源循環の強化、地域循環共生圏づくりの３点。

Ⅱ　経過

令和５年６月　国の基本方針の改定
令和６年５月　国の廃棄物処理施設整備計画の策定
令和７年２月　計画素案を環境生活委員会に報告
　　パブリックコメントの実施
令和７年４月　計画案を環境生活委員会に報告

Ⅲ　計画（答申）の概要

第1章　計画策定の趣旨等

１　計画策定の趣旨・位置づけ
　廃棄物処理法に基づく法定計画、道の循環基本計画の廃棄物処理に関する個別計画

２　計画策定の視点
　脱炭素の推進、資源循環の強化、地域循環共生圏づくり

３　計画の期間
　令和７～11年度（2025～2029年度）

第2章　廃棄物の現状と将来予測

１　一般廃棄物の排出、処理状況及び将来予測
　実績値を最新のＲ４年度とした後、国の目標値を基に将来値を予測

２　産業廃棄物の排出、処理状況及び将来予測
　実績値を最新のＲ４年度とした後、今後も排出実態は不変と仮定し、実績値から将来値を予測

排 出 量	現状（Ｒ４年度）	予測値（R11年度）
一般廃棄物（ごみ）	1,763千トン	1,600千トン程度
産業廃棄物	39,132千トン	38,100千トン程度

第3章　目標及び施策展開の基本的な考え方

１　適正処理に関する指標及び目標
　現状の傾向把握後、予測を行うことによってR11年度目標を設定

指　標	排 出 量	リサイクル率・再生利用率	最終処分量
一般廃棄物（ごみ）	1,600千トン以下	26%以上	245千トン以下
産業廃棄物	38,100千トン以下	64%以上	770千トン以下

２　施策展開の基本的な考え方

排出抑制及び適正な循環的利用を徹底した上での適正処分の確保を基本とし、次に示す考え方のもとに廃棄物処理に関する方針を定め、施策を展開

適正な管理　　協動による取組み　　透明性の確保

第4章　各主体の役割

１　道　民　　排出抑制や再生利用といった２Ｒを優先した取組みを実践

２　事業者　　環境に配慮した事業活動と、不法投棄等の不要コスト発生防止に努める

３　市町村　　分別収集の推進やごみの再生利用により、適正な循環的利用に必要な措置の実施

４　　道　　一般廃棄物処理に関し市町村への技術的助言、産業廃棄物処理に関し総合的施策の実施

第5章　一般廃棄物の処理に関する方針

	現状と課題	基本的な方向
１　排出の抑制	排出量は毎年減少、地域差が大	関係者が一体となった取組を推進
２　適正な循環的利用	リサイクル率は漸減傾向	リサイクル施設整備への支援
３　適正処理の確保	焼却、最終処分量は減少傾向	処理施設整備に向けた技術的助言
４　ごみの広域的な処理	持続可能な適正処理体制構築が必要	市町村との調整や技術的助言
５　効率的なごみ処理事業の運営	1人当たりの年間ごみ処理経費が全国平均よりも高い傾向	
６　災害廃棄物対策	市町村の組織体制や業界団体等との協力体制の整備等が必要	
７　生活排水対策	汚水処理人口普及率は全国より高いが、町村部の整備促進が必要	
８　海岸漂着物対策	ごみ流出を防止する効果的な発生抑制対策の検討策が必要	

＜道の主な施策＞

・３Ｒハンドブックによる市町村へ情報提供等
・リサイクル施設の計画的な整備の促進
・ごみ処理計画策定等への技術的助言の実施
・広域化・集約化への市町村との調整・協議
・国のコスト分析手法や会計システムの情報提供
・市町村計画の策定に対する国と連携した支援
・合併処理浄化槽の整備では公共浄化槽を奨励
・北海道海岸漂着物対策推進計画見直しの実施

＜指標及び目標＞

排出の抑制	適正な循環的利用	適正処理確保	災害廃棄物処理対策
ごみの排出量	ごみのﾘｻｲｸﾙ率	最終処分量	市町村計画策定率
1,600千ｔ以下 (1,763千t)	26% (22.9%)	245千t (284千t)	100% (44.1%)

※（　）内の数値は令和4年度実績値

第6章　産業廃棄物の処理に関する方針

１　業種別方針

排出量が多い又は主要な業種毎に基本的な方向を明らかにし、それぞれの課題解決に取り組む

業種	現状	課題	基本的な方向
(1)農業	動物のふん尿は自然還元利用	不適正処理による悪臭等	適正管理と耕畜連携の推進
(2)建設業	法に基づく再資源化の実施	最終処分されている量が多い	がれき類等の再資源化促進
(3)電気業他	汚泥とばいじんが多量に排出	再生利用では有害物質に留意	資材原料等として再生利用
(4)食料品関連	汚泥等が排出、肥料等に利用	汚泥の最終処分率が高い	堆肥等として再生利用
(5)パルプ・紙	製造業で一番排出量が多い	再生利用では有害物質に留意	ｾﾒﾝﾄ原料等として再生利用
(6)水産業	ホタテ貝殻は100%再生利用	廃漁網は6割が最終処分	プラ原料等として再生利用

＜道の主な施策＞

・農業用プラの代替資材による排出量削減等
・アスベスト含有建材の事前調査について周知
・リサイクル等に係る設備整備の促進などの支援
・再生利用率の向上に向けた適正な利用を指導
・多量排出事業者等に更なる排出抑制や再生利用を指導
・排出状況や再生利用を含む処分状況等の現況把握

＜指標及び目標＞（再生利用率）

(1)農業	(2)建設業	(3)電気業ほか
動物のふん尿 100%(100%)	建設系産廃 95%以上（92.5%）	ばいじん 95%以上（86.3%）
(4)食料品関連	(5)パルプ・紙	(6)水産業
汚泥 95%以上（91.4%）	汚泥 95%以上（90.8%）	動植物性残さ 95%以上（94.0%）

※（　）内の数値は令和4年度実績値

2　種類別方針

１の業種別方針で掲げた以外の産業廃棄物全体の目標を設定し、処理を実施

＜指標及び目標＞

再生利用率	最終処分率
45%以上（40.0%）	３%以下（6.4%）

※（　）内の数値は令和4年度実績値

3　地域別方針

地域別に見た排出量等を考慮し、必要となるリサイクル施設等の整備に向けた検討に取り組む

	現状	課題	基本的な方向
4　特別管理産業廃棄物等	中間処理後、埋立処分	遮断型最終処分場廃止の法整備等	排出事業者等への立入検査
5　施設整備のあり方	地域理解による円滑な設置が推進	リサイクル施設の整備促進	民間事業者を基本とした施設整備

＜道の主な施策＞

・特別管理産業廃棄物排出事業者等への立入検査による適正処理の推進
・条例手続きの着実な実施による地域理解と円滑な施設の設置

＜指標及び目標＞

最終処分場残余年数
10年程度（12.0年）

※（　）内の数値は令和4年度実績値

第7章　重点的な取組が必要な廃棄物の処理に関する方針

	現状	課題	基本的な方向
1　ＰＣＢ廃棄物	国が主体となった処理	処理期限後に発見された場合の処理	今後示される国の方針に基づき対応
2　使用済自動車	法に基づく適正処理	不適正な保管の監視	立入検査を通じた適正処理の推進
3　アスベスト廃棄物	廃石綿等は管理型処分場で適正処分	アスベスト使用の建築物解体が今後増加	事前調査の適切な実施
4　感染性廃棄物	処理業者による焼却処理	確実かつ迅速な処理が必要	医療関係機関による適正保管等の徹底
5　プラスチックごみ	法に基づく資源循環の取組開始	陸域からの流出防止	法を踏まえた、取組の推進

＜道の主な施策＞

・ＰＣＢ廃棄物の期限内処理の徹底を指導
・長期保管使用済自動車の削減に向け関係機関と連携対応
・アスベスト含有建材の事前調査の適切な実施の周知
・国の感染性廃棄物処理マニュアルの普及啓発
・「プラスチックとの賢い付き合い方」の呼びかけ

＜指標及び目標＞

1　ＰＣＢ廃棄物	2　使用済自動車
トランス等処理率 100%(99.0%) 令和７年度末まで	使用済自動車 ゼロ(534台)

※（　）内の数値は令和4年度実績値

第8章　廃棄物の処理に関するその他の方針

	現状	課題	基本的な方向
1　優良な産廃処理業者の育成	認定制度の運用、情報公開の実施	より多くの認定業者が必要	業界団体の実施する多様な活動への支援
2　不法投棄等防止	産廃の不法投棄件数は横ばい傾向	長期化案件は原状回復が難航	早期発見・早期対応の徹底
3　道外産廃への対応	循環条例に基づく事前協議の実施	協議内容の確認徹底が必要	循環条例の適切な運用を図る
4　適正処理などの普及啓発	関係機関と連携した普及啓発の実施	２R優先の取組推進	関係機関と密接に連携して推進
5　技術開発等の推進	循環税を活用した研究開発への支援	循環資源利用拡大に向けた継続的な支援	
6　適正処理に向けた改善要望	法に基づく制度等の適宜見直しの実施		

＜道の主な施策＞

・処理業者が開催する勉強会等に率先して講師派遣
・関係機関と連携した休日監視やヘリ監視などの実施
・関係機関と連携した道外産廃搬入に係る監視の実施
・環境月間などで、関係機関と連携した広報や各種イベントの実施
・循環資源利用促進税を活用し研究開発などへの支援を継続実施
・市町村等の要望状況を踏まえ、国へ必要な要望を実施

＜指標及び目標＞

1　優良な産廃処理業者の育成	2　不法投棄等防止
業者認定数 100者(85者)	産業不法投棄の新規判明件数 ゼロ(4件)

※（　）内の数値は令和4年度実績値

第9章　計画の推進

1　目標の現状把握

国の一般廃棄物処理事業実態調査、道の産業廃棄物処理状況調査などの結果による現状把握

2　計画の進行管理

北海道環境政策推進会議の開催などによる道の関連施策の実施状況の把握・検証

3　進捗状況の公表

北海道環境白書や道のホームページにより公表

4　計画の見直し

原則、令和11年度(2029年度)に見直しを実施